

源泉所得税

年末調整指導会のお知らせ

給与所得に対する年末調整事務にあたり当商工会議所では、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会と協力して、年末調整の個別指導会を開催しますのでご利用ください。

日 時 2019年12月24日(火)
2020年 1月10日(金)
" 1月14日(火)
各日10:00~12:00、13:00~16:00

会 場 小牧商工会議所会館 4階 研修室C

- 対象者 主に「源泉所得税の納期の特例の承認（源泉徴収した所得税を年2回にまとめて納付）」を受けている個人事業主
 - ・納付期限は、給料や報酬などを支払った月の翌月10日（1月10日）
 - ・「源泉所得税の納期の特例の承認」を受けている場合は、**1月20日（月）**
 - ・「給与所得の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出期限は、**1月31日（金）**です。
- 持ち物 ①税務署より送付された書類一式
②平成30・令和元年分の源泉徴収簿（給与台帳）及び源泉税納付書
③各所得控除証明書（国民年金・生命保険等）
④印鑑
- ご注意 **当所では、特定個人情報保護法によりマイナンバー記載のある書類に関して指導が来ません。各書類マイナンバーは記載せずお持ちください。**
また、後日ご記入いただいた各書類については、**各市町村へ「源泉徴収票（給与支払報告書）」、管轄税務署へ「源泉徴収票等の法定調書合計表」を、各自でご提出**いただきます。

★マイナンバー制度導入に伴うお知らせ

- ① (1)支払者、(2)支払を受ける者(従業員・専従者等)、(3)支払を受ける者(従業員等)の 控除対象者配偶者、(4)支払を受ける者(従業員等)の控除扶養親族の **マイナンバーをそれぞれ記載していただく必要**があります。
- ②支払を受ける者(従業員・専従者等)から給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受けることによりマイナンバーの提供を受ける場合、支払者は、支払いを受ける者(従業員・専従者等)の個人番号カード又は通知カード等により、本人確認を行う必要があります。
- ③**市役所に源泉徴収票（給与支払報告書）を提出する場合**、支払者の(1)個人番号カード(マイナンバーカード)のコピー、(2)個人番号カードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード又は住民票等)と本人確認書類(運転免許証又はパスポート等)の**両方のコピーを添付する必要**があります。

- お問い合わせ 小牧商工会議所中小企業相談所
小牧市小牧五丁目253番地 TEL72-1111

 小牧商工会議所・小牧税務署管内青色申告会小牧協議会